

「令和5年度倉敷市食品衛生監視指導計画（案）」の パブリックコメント集約結果

「令和5年度倉敷市食品衛生監視指導計画（案）」について、「倉敷市パブリックコメント
手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集
しました。その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

令和5年3月14日に生活衛生課ホームページにおいて令和5年度倉敷市食品衛生監視指
導計画を公表します。また、法第24第4項の規定に基づき、内閣総理大臣（消費者庁長官
）及び厚生労働大臣あてに計画書を提出します。なお、本市に隣接する岡山県および岡山市
にも送付します。

4 参考

意見募集期間 令和5年2月1日（水）～2月28日（火）

（担当課）

倉敷市保健所 生活衛生課 大熊

パブリックコメント要約版

| |
|---|
| 1 案件名 |
| 令和5年度倉敷市食品衛生監視指導計画(案) |
| 2 募集期間 |
| 令和5年2月1日(水)～2月28日(火)まで |
| 3 趣旨 |
| 倉敷市では、平成16年度から毎年、食品衛生法に基づき食品衛生監視指導計画を策定し、市民・事業者の皆様に公表しています。 この計画では趣旨及び計画内容を事前に公表し、市民・事業者の皆様の意見を募集した上で策定することになっています。 そこで、令和5年度倉敷市食品衛生監視指導計画(案)をご覧ください、皆様の意見をお聞かせください。 |
| 4 資料閲覧場所 |
| 市保健所1階生活衛生課、市役所本庁2階情報公開室、児島・玉島・水島支所の総務課、庄・茶屋町・真備の各支所市民課(係)、船穂支所市民税務係 (土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分) |
| 5 提出方法 |
| (1)意見を提出できる方 市内に住所を有する方、市内に通勤または通学する方、市内に事務所または事業所を有する方、その他この案に関し利害関係を有する方 (2)提出方法 下記問合せ先に直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。 (直接持参の場合は、土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分) (3)提出書式 提出書式は特に定めておりませんが、件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。 |
| 6 問合せ先 |
| 倉敷市保健所 生活衛生課 〒710-0834 倉敷市笹沖170番地 電 話 086-434-9826 FAX 086-434-9833 E-mail hlthyg@city.kurashiki.okayama.jp |